

ウズベキスタン第2回本邦研修（オンライン）

一 契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定について 一

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木宏太

第1 はじめに

本研修は、JICAの第2回本邦研修であり、ウズベキスタンにおいて、私人の権利保護及び経済の自由化を促進するため、民法及び民事訴訟法が、私的自治の基本原理に基づき適正に運用されるように司法能力を強化することを目的とするものである。新型コロナウイルスの影響により、前回の第1回¹と同様に、招へいに代えて、オンラインでの実施となった。

ウズベキスタン政府は、「政府開発戦略2017-2021」における第2の柱として法の支配の強化及び司法制度改革を掲げ、同戦略の下、司法の独立・市民の権利保護・法制度の改善・司法サービスの向上等の幅広い改革を実施している。ウズベキスタン側からは、デジタル時代の契約について関心がある旨の希望があったことから、2022年1月に、西村あさひ法律事務所の福岡真之介弁護士を講師として、「デジタル時代の契約」をテーマとして、データ取引に関する契約やデジタル文書・電子契約等についてのオンラインセミナーを開催した。

本研修では、上記の福岡先生によるオンラインセミナーを踏まえて、契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定-契約を中心に-という2つのテーマを取り上げることとした。

本研修には、日本側から、講師として、御池総合法律事務所の二本松利忠弁護士（元大阪地裁所長）及び摂南大学の大川謙蔵准教授にご参加いただくとともに、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏及び塚原正典国際協力専門員、JICAウズベキスタン事務所の土岐典広氏、当部の内藤晋太郎部長、岩井具之教官、北野月湖専門官及び当職が参加した。また、タシケント国立法科大学のアハドジョン・ハキモフ氏に日本語・ウズベク語間の通訳をしていただいた。

本稿では、本研修の内容について、概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の概要

詳細は、別添タイムスケジュールのとおりである。

1 日時

2022年3月10日（木）

3月11日（金）

¹ ウズベキスタンの第1回本邦研修の概要については、拙稿「ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン）-契約法、法の解釈について-」ICDNEWS第88号（2021年9月号）180頁以下を参照されたい。

※ いずれも日本時間13:00～19:20頃

2 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

3 概要

1日目（3月10日）：契約及び電子契約の諸問題

2日目（3月11日）：書証と事実認定－契約を中心に－

第3 ウズベキスタン側参加者

司法省、最高裁、タシケント国立法科大学等から、合計約25名の方にご参加いただいた。詳細は、別添参加者リスト（ウズベク語）のとおりである。

第4 ウズベキスタンの電子契約について

1 タシケント国立法科大学民法講座長のヌリッコ・イモモフ教授から、ウズベキスタンの電子契約について、ご講義いただいた。

2 ウズベキスタンにおける電子契約の法的規制としては、民法典のほか、電子商取引に関する法律、電子文章の交換に関する法律、電子署名に関する法律、電子商取引の実行に関する規則、国家調達に関する法律がある旨の説明があった。

電子契約の締結方法としては、電子商取引の実行に関する規則29条によれば、①電子署名による確認を提供する電子文書による方法、②文面に電子商取引の参加者の同意を示すテキストが存在する電子通知による方法、③申込みで示された条件の実行のため行為を行うことによって承諾を行うことによる方法がある。

ウズベキスタンの契約の様式は、書面、口頭のいずれもある。また、締結の仕方についても、対面で締結される契約／非対面の契約がある。電子契約は非対面に分類されると思われる。これに関しては、ビデオ記録による契約の場合に、これを口頭の契約とするか、書面によるものとするかという発展的な問題がある。

3 電子商取引の実行に関する規則第37条によれば、電子契約には、次の必須条件が含まれる必要がある。

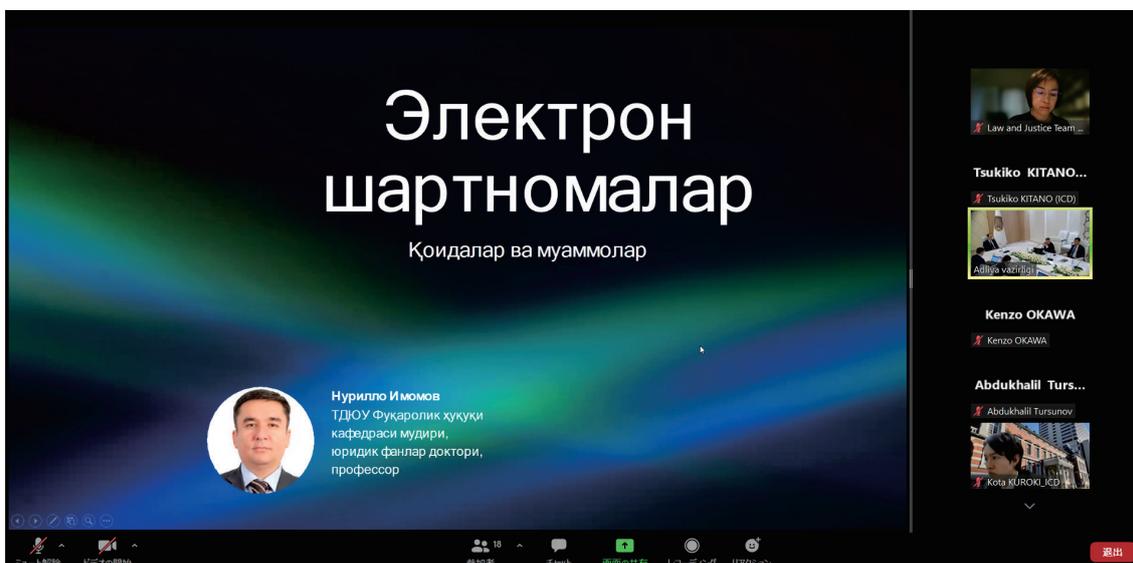
すなわち、契約の対象、当事者の責任、商品と資金の返還に関する条件と手続、当事者の権利義務、債務履行の手続及び期間、契約が締結された言語に関する情報、保証期間（特定の商品に対してそれが定められている場合）、契約の変更や追加を行う可能性及び手続、契約の停止に関する条件、配達の方法と条件（配達サービスが利用可能な場合）、法律行為を拒否する条件、紛争解決方法、電子文書と電子通知に参照（*We bリンクなど）することにより契約に含まれる条件及び関連するリンクを使用する手順（存在する場合）、当事者の場所（住所）、メールアドレス、電子アドレスや銀行など、契約の当事者の合意による他の条件や対象が含まれる必要がある。

4 法令または当事者の合意に別段の定めがない限り、信書、電報、速記録、テレタイプ、ファックスその他当事者の意思表示の主題と内容を定める書面の交換は、書面に

よる法律行為と同等の効果を有する（民法典第107条）。書面による契約は、両当事者が署名した1通の文書の作成によるほか、郵便、電報、テレタイプ、電話、電子的通信手段または契約の相手方が文書を発送したことを確認しうるその他の通信手段を用いて文書を交換することにより、これを締結することができる（民法典第366条）。

- 5 ウズベキスタンにおける電子契約の利用実務としては、1) 公的資金を適切に配分し汚職を防ぐために、国家調達、特に国有財産を売るときに電子契約がよく使われる、2) 同時に、法人間での電子契約の数も増加している、3) 法令上、電子契約を締結することができる主体に関する要件などは存在しないが、市民間でこのような契約の締結は増加していない。これは、電子契約は「電子署名に関する法律」に従って電子署名を利用して認証されなければならないという要件があることなどが理由だと推測される、との説明があった。
- 6 「電子商取引に関する法律」は、全部で30条ほどあり、情報システムを用いて締結された全ての商取引に適用される。国家機関や個人であっても、商取引であれば適用される。

電子契約に関する裁判は、民事裁判所ではあまり見られないようであるが、行政裁判所や経済裁判所ではしばしば見られるようである。



【ヌリッロ・イモモフ先生の講義の様子】

第5 契約及び電子契約の諸問題（契約の締結、錯誤による法律行為等）

- 1 摂南大学法学部の大川謙蔵准教授とJICAの塚原正典国際協力専門員より、電子契約を中心とした契約の成立、消費者保護の問題及びなりすましの問題について、講義をしていただいた。

以下、ウズベキスタン側からの印象的な回答を中心に記載する。

- 2 ウズベキスタン民法典第3条（民事法令）第2項には、「他の法令に定める民事法

令の規範は、本法と一致しなければならない。」と規定されている。これにつき、当初は、民事関係を規制する様々な法律は、民法に反しないようにという考え方にに基づき、規定されたが、現在の民法改正では、法令のみならず、政令や決定などの下位規範についても民法に違反しないようにする旨を明らかにしようとしているとのことである。

また、裁判官の方からは、同規定の解釈につき、二つの法律が矛盾するときは、民法を適用すると読むことも可能であるという意見もあった。このように読んだ場合には、一般法と特別法の優先関係については、日本とは逆になると思われる。

- 3 申込みと承諾の到達について、下記の事例をもとに、意見交換をした。日本では、意思表示（申込み・承諾）は「到達」によって効力を生じ、電子的な方法でなされた意思表示の到達時期については、相手方が通知に係る情報を記録した電磁的記録にアクセス可能となった時点で、到達したものと解されている²。

AがB会社のウェブサイトで時計Xを購入しようと考え、そのBのウェブサイトで「購入する」という画面をクリックした。その後、BがAへと承諾の連絡をした。承諾通知はサーバーには届いたものの、Aのパソコンの不調によりAはBからの連絡がわからず、Aは契約が成立しなかったと思い、金銭をすべて使ってしまった。BからAへとXが届けられた場合、Aは代金を支払う必要があるか？

ウズベキスタン側からは、このような事例においては、ウズベキスタンの現状では、受領したときというのが重要であり、サーバーに届いているだけでは到達ということはできないという意見があった。すなわち、パソコンでメールを確認できていないので受領していない（承諾内容を見ていない限り受領していない）と考えるのが一般的である旨の説明があった。

ウズベキスタンの習慣としては、例えば、スマートフォンで出前の料理などを注文したとしても、レストランから確認の電話がかかってくるということである。すなわち、慣習として、契約当事者は積極的にアクションしないといけないということであり、（この事例でレストランから確認の電話がないような場合には、）申込者である客は意思表示が相手方に届いているかどうかを積極的に確認する必要がある。このような慣習を踏まえて、本事例のようにサーバーに届いているが、メールを確認できていないといったケースにおいては、意思表示は到達されていないと考えているのであろうと思われる。

- 4 電子契約における意思表示の瑕疵（錯誤の事例）について、下記の事例をもとに、意見交換をした。

事案は、消費者間（C to C）の電子的手段を用いた契約であり、買主に重大な

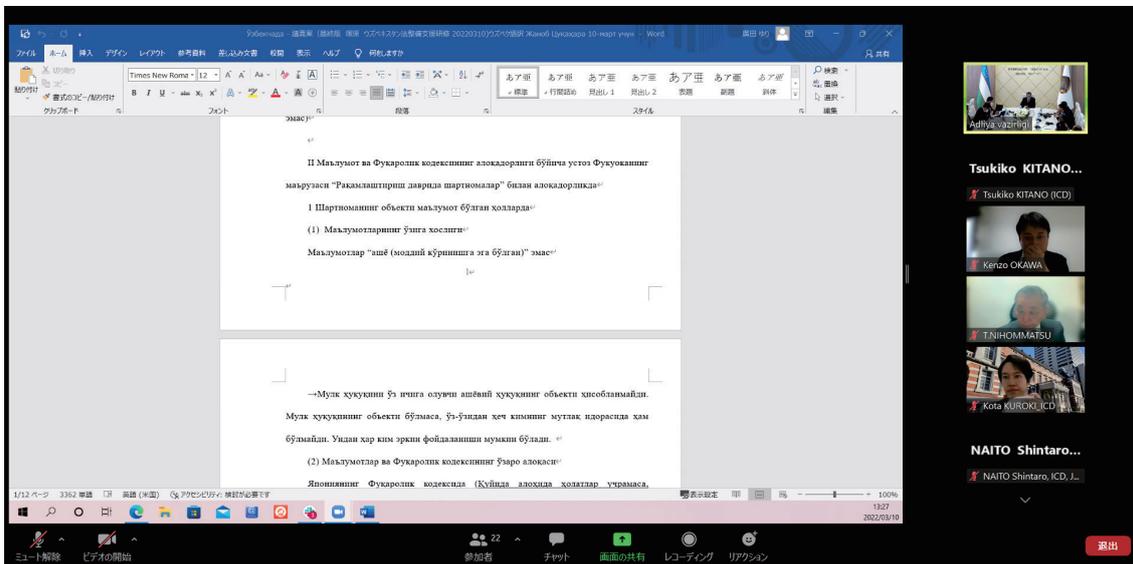
² 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（2020）9頁。

過失がある事例である。日本では、重過失のある買主は、意思表示の取消しができない。

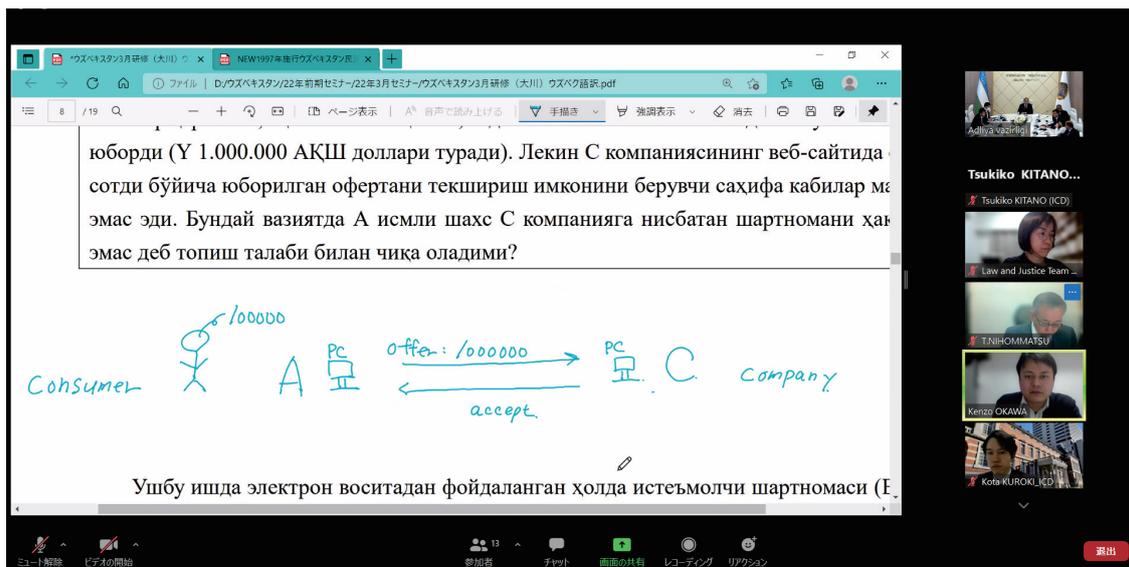
Aが、PCを用いてEメールで、友人Bから時計X（100,000USD）を購入しようとした。しかし、Aはテレビを見ながらメールを打っており、PC画面をしっかりと見ておらず、過失で時計Yを購入するとメールで打ってしまった（Yは1,000,000USD）。この場合、AB間でYに関する契約は成立しているといえるか？

ウズベキスタン民法典第122条（錯誤により行われた法律行為の無効）第1項には、「重大な意味を有する錯誤により行われた法律行為については、錯誤により法律行為を行った当事者の訴えに基づいて、裁判所がこれを無効とすることができる。」との規定がある。

ウズベキスタン側からは、錯誤での契約取消しは、実務上ほとんどなく、また、錯誤の証明は難しいものであるという回答があった。その上で、仮に重過失にあたるかどうかを検討しても、ウズベキスタンで重過失にあたるような場合とは、行政機関による確認を要するのにこれを怠った場合などが想定されており、この事案で重過失ということは難しいのではないかという回答であった。



【塚原正典国際協力専門員の講義の様子】



【大川謙蔵准教授の講義の様子】

第6 ウズベキスタンの総会決定について

- 1 ラズロフ・アクラモビッチ最高裁判官より、ウズベキスタンの最高裁の総会決定について、ご説明いただいた。総会決定とは、ウズベキスタンの最高裁総会で採択されるもので、紛争解決の際に参照されているものである。
- 2 民事訴訟における法人と個人との間の紛争を適切に解決するために39の総会決定が採択された。この39の総会決定は、離婚や土地関係など民事訴訟に関する全ての分野につき、採択されている。

その一つが、2006年12月22日に（2018年に修正および補足）「裁判実務上、法律行為を規制する法規範の適切な適用に関する諸問題」という総会決定である。

その内容（抜粋。全部で23項目あるが6項まで。）は次のとおりである。

- (1) 法律行為の締結や無効に関する紛争の解決は民法典および特別法に基づいて行われる。すなわち、民法典の法律行為、契約の締結、変更および解除に関する規則に従う。
- (2) 当該総会決定において、法律行為の有効性に関する主張を検討する際に、裁判所は、本当に契約は両当事者の合意に基づいて締結されたかどうか、契約上の条件が完全にまたは部分的に満たされたかどうか、公正証書の作成を妨げた理由を確認しなければならないと定められている。
- (3) 民法典第112条に関する説明。法律行為の全部または一部が履行されたことに関する書面の証拠が存在する場合、又は当事者の一方が契約が締結されたことを認めた場合、裁判所はすべての法律行為ではなく、公正証書または登記を必要とする法律行為のみを有効と認めることができることに注意しなければならない。
- (4) 民法典に特別の規定がない限り、法律行為の無効に関する請求の出訴期限は3年である。

(5) 法律行為に関連する紛争を解決する場合、契約の無効と契約の解除とを区別する必要がある。

契約の無効と契約の解除の違い：

a) 法律行為を無効とする根拠は、法律行為の違法性である。解除の場合は、法律行為の合法性をめぐる争いはない。その場合、契約の解除の理由となる状況の発生が重要である。

b) 契約の解除は、その契約が有効である期間中の当事者の相互の権利と義務に影響を与えず、当事者の将来の権利と義務にのみ関連するものである。

(6) 契約の解除に関する請求の出訴期限はない。このような訴えを裁判所に提起することは契約の有効期間全体にわたって許可される。

3 総会決定は、最高裁総会で採択される。総会の参加者は、WGメンバーと学者等の専門家である。ウズベキスタンでは、実務上の問題点を集約し、司法省や大学教授などを集めて、その解決案を作成している。すなわち、総会決定は、重要なポイントを補足するものであり、実務上の問題に関して作成される。民法、刑法だけでなく、全ての法典について、このような総会決定が作成されている。総会決定の採択後は、レクシスや最高裁ウェブサイトでも公開される。

総会決定を作成し採択するまでには、1～5年程度の時間がかかる。そのプロセスとしては、まず、裁判実務上の問題や裁判官が直面している課題を明らかにし、次に、専門家も加えて、草案を作成する。その後、総会の3分の2が賛成して採択され、最高裁が署名して、公開される。裁判実務上の問題や裁判官が直面している課題は、現場の裁判官や上層部の裁判官からのヒアリングを通じて、どの分野に問題があるかを明らかにする。総会には、最高裁の全員の裁判官が参加し、裁判官の人数は70～80名である。最高裁の裁判官の約8割は、下級審の裁判官を経た後に任官したものであるようであるが、学者や検察官出身の最高裁の裁判官もいる。

総会決定は、現行法令の解釈、法適用の準則と考えられる。裁判官は、条文の解釈について疑義があるとき、総会決定に基づいて紛争解決することが多い。また、総会決定が先行して、法改正に繋がることもある。

総会決定は勧告的なものであり、現場の裁判官の法解釈を制限するものではない。裁判官の独立から、総会決定が出されても、行政機関はそれに従うが、裁判官は従う義務があるわけでない。もっとも、総会決定が適用できる場面では、第1審と控訴審の裁判官は、概ねそれに沿う解決をしているとのことである。

裁判官は、事案に応じて、総会決定を適用しないことができるので、実務上は、裁判官が、総会決定が適用できない事案であるとして、自分の解釈で問題解決した例はよくある。日本でいうところの判例の射程に近い議論だと思われる。

第7 書証と事実認定－契約を中心に－

1 御池総合法律事務所の弁護士の本松利忠先生（元大阪地裁所長）より、書証と事

実認定－契約を中心に－について、講義していただいた。

二本松先生の講義に先だって、当職から、今回のテーマを取り上げた理由について、以下の通り、説明した。

電子契約の有効性については、日本では、契約の方式が緩いので、電子契約も有効と解されている。すなわち、日本の法律は、原則、契約の方式・書式を定めていないため、口頭での契約も有効となる。もっとも、口頭での契約が有効であっても、訴訟においては、書証がなく、人証のみとなることも多いことから、契約の締結に関する事実認定の問題を取り上げた。さらに、電子データの書証としての取扱いも、訴訟手続においては重要なテーマである。

さらに、データを対象とする契約については、その契約内容が重要となる。不動産・動産については、有体物であるところ、所有権が認められ、排他的支配が及ぶので、所有者が独占的に利用できる。結果として、帰属が重要と考えられる。これに対して、データについては、無体物であるところ、所有権が認められないため、排他的支配権がなく、アクセスできる誰もが原則自由に利用可能となる。結果として、利用条件が重要（契約が重要）と考えられる。加えて、データを対象とする場合については、法体系としても、民法や特別法の適用よりも、契約で適切な定めをおくことが重要といえる。

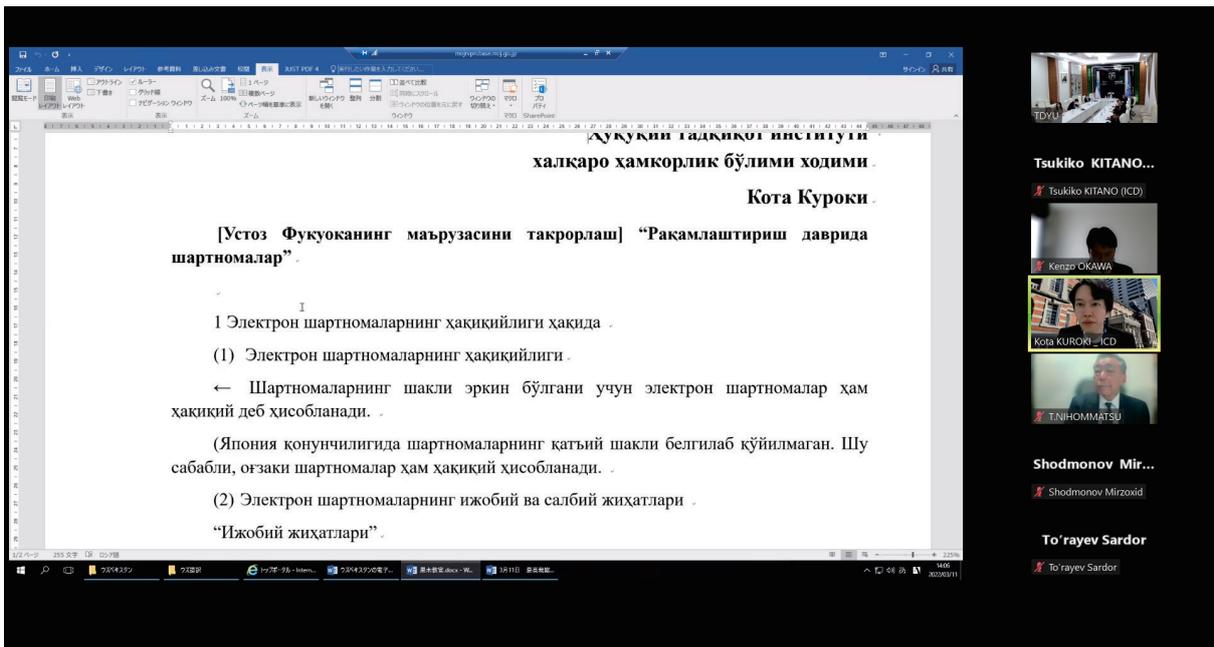
これらを踏まえて、裁判において、契約の締結（成立）がどのように認定されるかを確認するとともに、その際、書証の位置づけ、特に契約書がある場合とない場合について、考えていくこととした。

以下では、二本松先生の講義の中で、ウズベキスタン側からの印象的な回答を中心に記載する。

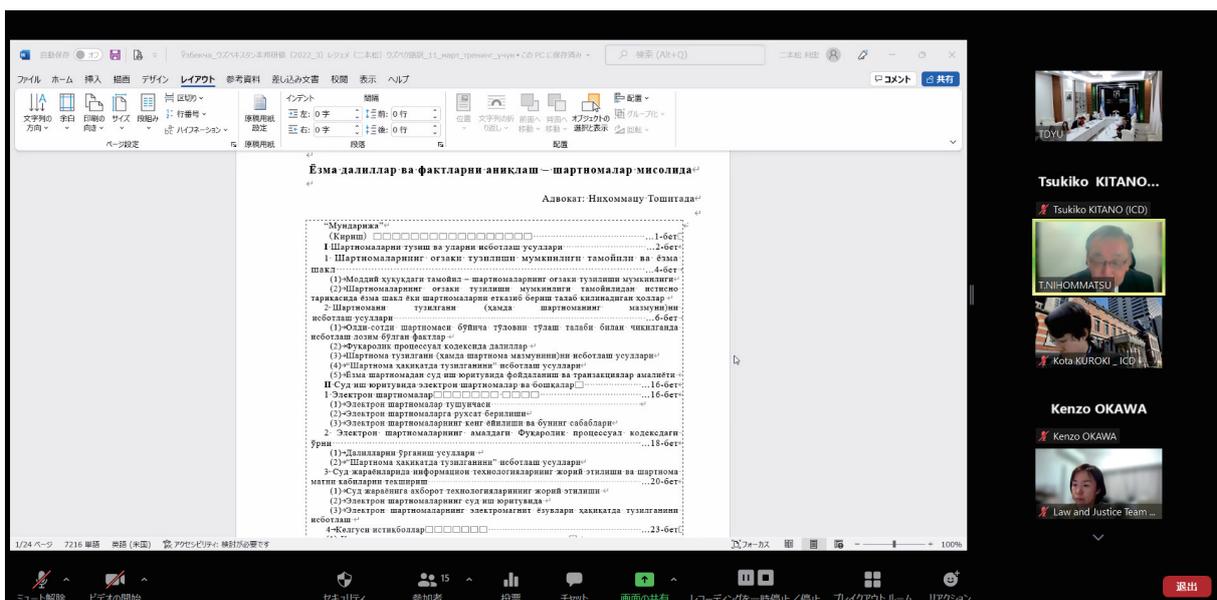
- 2 ウズベキスタン民事訴訟法では、裁判官は職権証拠調べをできると解釈されている。しかし、実務上は、裁判官は当事者の主張に基づいて、証拠調べをしている。職権を使うことはほとんどなく、当事者が主張した範囲を超えないようにしているとの説明があった。

ウズベキスタンでは、最低賃金の10倍を超える額についての契約がされた場合には、その契約が締結されたかどうかについて、証人がする供述による証明は認められないという特徴がある。ウズベキスタン民法典第108条（私署証書による法律行為）第1項では、「次に掲げる法律行為は、公証を必要とするものを除き、私署証書により行わなければならない。（1）法人間の法律行為及び市民を相手方とする法人の法律行為、（2）市民間の法律行為のうち、法定最低賃金の額の10倍を超えるもの、及び法律行為の金額にかかわらず私署証書方式によることを法律に定めるもの」と規定されている。この民法典第108条の法律行為については、証人尋問による証明は認められないとのことである。他方で、例えば手紙など、契約書ではない書証（ただし、陳述書は除く。）を用いて、契約締結をうかがわせる事情を立証することは可能である。

- 3 契約書の署名については、署名した者が、自分の署名である旨を陳述した際には、自白が成立する。署名が誰かの偽造であるとして争われた場合には、署名鑑定をすることになる。鑑定人は、裁判鑑定についての資格を有する者である。
- 4 ウズベキスタンにおける裁判のIT化については、2013年頃から開始し、訴状は全て電子提出が可能であり、できる限り、ペーパーレスを志向しているとのことである。2017年には、E-Courtプログラムが始まり、IT化の導入が本格化しており、特に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、各地の裁判所にIT設備が充実してきており、オンライン会議なども可能になったとのことである。



【当職の講義の様子】



【二本松利忠先生の講義の様子】

第8 おわりに

本研修は、第1回と同様、招へいに代えて、オンラインで実施することとなった。

そのため、本研修では、合計2日とするとともに、各講義については、充実したレジюмеで講義の一貫性を保つとともに、できる限り多くのやり取りを入れていただくこととした。講義の休憩時間に、ウズベキスタンの大学関係者から、二本松先生のレジюмеにつき、「大変綺麗に説明されており、このレジюмеを参考に、学生に教えると分かりやすい。もし良ければ、講座でウズベキスタンの証拠調べのハンドブックなどを作成する際に、使用させていただきたい。」との申し出もあった。

講師の二本松先生と大川准教授による双方向の講義は、お二人の技量もあり、とても充実したものとなり、ウズベキスタン側の参加者は、終始積極的に意見を述べてくださった。最後のアンケートでは、参加者の皆様より、本研修がとても役に立ったことなどの感謝が多数述べられた。本研修の準備に携わった教官の一人として、参加者の姿勢や感謝のお言葉を、とても嬉しく感じた。

最後に、本研修で講師として御活躍いただいた、二本松先生、大川准教授及び塚原国際協力専門員からいただいたコメントを紹介し、本稿の結びとしたい。

★ 二本松先生のコメント

私が担当した「書証と事実認定－契約を中心に－」の講義の趣旨とねらいは本稿第7の1記載のとおりである。講義は、2部構成とし、第I部では、日本において、契約をめぐる紛争が生じた場合、どのように契約の成立（契約を締結したこと）及びその内容が立証されるか、その場合、契約書はどのように扱われるのかについて解説した上、第II部において、電子契約の成立及び契約内容についての立証はどうかを説明し、これらの問題について、ウズベキスタンの法制度や訴訟上の取扱いなどと比較し、議論することとした。

以下、ウズベキスタン側との質疑応答などを通じて特に感じたことを4点あげる。

第一に、ウズベキスタンと日本の契約成立及びその内容の立証方法の違いについてである。

日本では、契約は当事者の意思の合致により成立し（諾成主義）、書面の作成は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。そして、契約書を作成しての契約であっても、契約成立（締結）及び契約内容の立証について証拠方法の制限はなく、当該契約書を証拠として提出せず、契約を締結した旨を供述する人証（本人・証人）や契約締結に至った経緯等の間接事実による推認等の方法による立証も可能である。ただし、実際には、契約書の証明機能（実質的証拠力が強いこと）から契約書を証拠として提出して行う立証がほとんどである。契約書を証拠として提出する場合には当該契約書が真正に成立したものであること（形式的証拠力を有すること）の立証が必要であるところ、「署名又は押印」がある場合は当該契約書の真正な成立が推定されるが、契約書等の文書に押印する実務慣行を前提に「二段の推定」による立証が認められている。

これに対し、ウズベキスタンにおいても、契約については諾成主義が基本とされるが、日本に比べて、実体法上、書面（私署証書又は公正証書）によることが必要とされる法律行為（契約は二当事者間又は多数当事者間法律行為と定義される。）が多い。例えば、法人間の法律行為、一定の金額を超える契約、手付、委任行為・委任状等である（なお、不動産売買契約書や担保権設定契約書等については、公証役場で認証を受ける必要がある。）。そして、訴訟上の特色として、証拠方法の制限があり、書面によることを要する契約に関しては、当該契約書のほか、当事者の信書などの書証による立証は可能であるが、原則として、人証による立証はできず、証人等の供述書（陳述書）も許されない（本稿第7の2）など、証拠の中で書証が優先的地位を占めていることが挙げられる。その背景には、証人・本人の供述（人証）の証拠価値を低く評価する考え方があると推測されるが、問題は、契約内容について、契約書に記載されていないことを人証で立証することができないことにとどまらず、錯誤・詐欺等の意思表示の瑕疵があったり、善意者として保護される場合等についても、そのような証拠制限が及ぶかである。日本では、これらの立証は人証に負うところが大きい。ウズベキスタンでは、「善意の判断については善意に関する書証を提出する必要がある。」（第1回本邦研修の際に受けた説明）とか、「錯誤での契約取消しは、実務上ほとんどなく、また、錯誤の証明は難しい。」（本稿第5の4）という説明から、これらの場合についても書証優先主義がとられているのではないかという疑いがある。これらの場合にも証拠制限が及ぶというのであれば、実体的真実の実現が阻害されるのではないかと考えられるし、民法等で認められる瑕疵ある意思表示をした者の救済や善意者保護について、実体法の解釈にとどまらず、事実認定の在り方や証拠制限の問題についても検討を要すると考えられる。

第二に、私署証書における署名の取扱いの違いである。

日本では、契約書等に作成名義人の「署名又は押印」があるときは真正な成立が推定される。その署名の真偽が争われた場合、筆跡鑑定は、公的な資格を有する鑑定人制度がないこともあって、一般にあまり信用性が高いとは評価されておらず、裁判実務上、筆跡鑑定が利用されることは非常に少ない。この場合は、むしろ、文書に押印する実務慣行を前提に、文書の真正な成立について「二段の推定」による立証が主流となっている（このようなことが日本において筆跡鑑定制度が発達してこなかった一因といえる。）。ただ、押捺されている印影は本人（作成名義人）の印章であることは争いがなくても、誰が押したか、本人の承諾があったか等について争われることがあり、その場合は人証の取調べをすることになる。

これに対し、ウズベキスタンでは、私署証書への署名が必要とされ、その署名の真偽が争われた場合、鑑定人による筆跡鑑定をすれば結論が出る（その場合、対立鑑定も制度上保障されている。）。このようなことから、印章の冒用の実例が少なくない日本に比べて、署名の偽造が争われること自体が少ないのではないかと推測される。

第三に、ウズベキスタンの実体法上の書面主義・訴訟における書証優先主義と訴訟の審理期間との関係についてである。

日本のように証拠方法に制限のないところでは、短い期間に充実した審理を行うためには、要件事実に即した争点整理とその結果に基づく焦点を絞った証拠調べが必要である。日本では、そのような審理が可能となるような民事訴訟法の改正がなされ、また、争点整理の充実等に向けた実務上の工夫が重ねられてきた。その結果、訴訟の長期化の要因であった人証調べの時間が大幅に短縮され、審理促進につながっているが、日本では、依然として、人証は重要な証拠調べと位置づけられている。

ウズベキスタンでは、審理期間が法定され、しかも、その期間は相当短い。このようなことがどうして可能となるのか。様々な要因が考えられるが、第一で述べた実体法上の書面主義とそれを前提にした訴訟における書証優先主義（証拠方法の制限）及び第二で述べた署名の取扱いが大いに与っているのではないかと推測できる（ただし、これはウズベキスタンにおける民事訴訟の審理の実情を十分に把握しての考察ではなく、誤解に基づいたものであるかも知れない）。

第四に、ウズベキスタンにおいて、電子契約等の電子書面が記録された電磁的記録の取扱いが今後どうなるかである。

日本では、電子契約等の電子書面が記録された電磁的記録の真正な成立の立証方法として、電子署名法による電子署名以外に、法的リスク（成りすましや無権限の可能性等）に応じて、本人であることや権限の有無を確認した記録（情報）、当該取引に至った経緯・取引の状況等の事実を立証するなどの多様な立証方法が考えられている。これらは電磁的記録の真正な成立を立証する事実であると同時に、主要事実である契約締結の事実を推認させる間接事実であり、契約書等の処分文書の真正な成立を立証する場合と事実認定の構造としては同じである。

ウズベキスタンでは、新民法典において「電子的またはその他の技術的手段を使用して行われた法律行為は、当該法律行為の内容を変更することなく表現することができる場合、書面によるものと見なされる。」として、電子契約等を広く容認する方向で改正が考えられているようである。この場合、「意思を表示した者を確実に特定するための可能な限りの方法が使われたのであれば、署名の要件が満たされたものとする」とされ、電子契約等を書面になぞらえて考えているように見受けられる。この署名の要件が満たされる「意思を表示した者を確実に特定するための可能な限りの方法」の具体的中身は何か、また、書証優先主義が濃厚な審理構造のもとでどのように立証されるのかは、今後の課題であり、今回の質疑応答の中で取り上げることはできなかったが、是非知りたいものである。

昨年、第1回本邦研修に続き、本年度の研修に関与する機会を与えられたが、本研修は実に多くの人の熱意と献身的な努力に支えられていることを改めて強く感じた。私としては、日本の制度の紹介に多くの時間を費やしてしまい、質疑応答の時間を十分とれなかったことや、大川准教授、塚原先生及び黒木教官の講義との連携を図るためにもっと工夫できたのではないかという反省もあるが、何とか任を全うできたのはこれらの方々の講義や準備段階における意見交換のおかげであり、この場を借りて御礼を申し上げる。また、相

当な分量のレジュメを短時間で翻訳していただいた上、私の拙い説明の通訳をこなしてくださったアハドジョン・ハキモフ氏、種々のご指導・ご支援を賜ったICD及びJICAの担当者の方々、そして本研修に参加されたウズベキスタンの皆様に深甚の感謝を申し上げます。

★ 大川准教授のコメント

2022年1月の福岡真之介弁護士による、「デジタル時代の契約」というテーマでの講義は、デジタル契約、電子取引、暗号資産、電子署名、それらの問題と各規範との関係など、デジタル問題に関して広範かつ詳細な報告がなされた。特に暗号資産は全世界で様々な問題を提起しており、ウズベキスタン側へも大きな問題意識を喚起する内容であった。今回の講義では、本研修の趣旨である私人の権利保護および経済の自由化促進の視点と私的自治原理の基本原則に基づく司法能力強化という目的を基礎とし、かつ、ウズベキスタンの司法状況等も不明なところもあるところから、福岡弁護士の講義を受けつつ、基本原則や解釈の視点を重視し、暗号資産の問題ではなく、まずは電子的技術を用いた契約の成立場面、それに関する消費者問題などを扱うこととした。また、講義では以下のことを意識してその組み立てを行った。

第一に、2021年6月研修と同様に、ウズベキスタンの法制度や社会状況を理解するために、講義内で議論等を行う時間を設けた。これは、法整備支援の意義にも絡むと思われるが、相互理解を進めることで、相手国にとってより必要な情報や技術などが伝えられ、かつ支援方法や将来の制度発展につながると考えたからである。

第二に、単に立法を促すような情報を提供するのではなく、基本原則に立ち返り、現行法、特に民法典との関係を意識して、たとえ明文規定がなくとも解釈でいかに対応することになるのかを、両国の視点から考えるようにした。これは、第一の視点とも関連するが、もともとウズベキスタンは社会主義国家であり、原則として裁判所には法解釈権限が備わっていない。そこから考えられる影響として、現行法下でも、法律がない場合にはすべて立法で対応する、または新たに生じる問題について解釈による対応をすることが不得手であるという状況が考えられた（もちろんこれらは昨年来の議論を通じて大きな誤解であったことが理解できた。）。ただ、解釈の視点や法制度の理解などについて日本とは異なる部分も多いことも判明した。それゆえ、今回はデジタル問題などの新たな社会問題について司法上でどのように対応するのか、これまでの方法で不十分なところはどこであったかを両国でより意識ができるようになることを心掛けて講義を作るようにした。

第三に、これも昨年に引き続いてではあるが、情報の提供の場面で、日本のものだけでなく、ドイツ法、PECL、DEFR、OECD勧告など、講義自体では深く取り上げはしなかったものの、可能な限りではあるが、多角的な情報をレジュメに記載するようにした。これは、単なる情報提供という意味以上に、ウズベキスタンにおける民法典の位置づけを両国で理解する必要があると考えたからである。ウズベキスタン民法典について、日本でいう私法の一般法として理解することができるのかどうか困難な部分があり、折に

触れてその視点に触れたいという意図があった。これに関し、塚原国際協力専門員の講義でも取り上げられたとおり、ウズベキスタン現行民法3条2項に関する民法典と特別法との関係の理解は、どうも日本で理解する特別法と一般法との関係とは異なるものと考えられる。もしそうであるならば、第二の問題点とも関連し、民法典の解釈が今後のウズベキスタン私法の解釈や立法の分野でより大きな意義を持つものになると思われる。ただし、この点は、今後の課題として、さらに議論を深める必要があると思われる。

また、今回は日本の電子消費者契約法との関係で、消費者問題を取り上げることも行った。消費者の点も全世界的な問題として大きな議論対象となることから、いずれ改めて議論を行う必要があるのではと思われた。

今回も、未熟ながらも講義機会をいただき、大変学ぶところが大きかった。ウズベキスタン側の講義に加え、塚原国際協力専門員、黒木教官および二本松先生によるご講義やご指摘から、個人的にも大変示唆を得ることができ、非常に有意義であった。私が不慣れなところもあり、上記の目的意識もうまく活かすことができず、進行等を初め様々な混乱をもたらしたかと思われる。しかし、ICDおよびJICAの皆様による様々なサポート、丁寧な通訳を担当いただいたタシケント国立法科大学アハドジョン・ハキモフ氏、さらに名古屋大学やベトナム長期滞在の経験を活かした講義を行われた塚原国際協力専門員、ICDにおいて多くの国家で支援を行われ多角的視野を有する黒木教官のご講義、そして、最先端の制度や問題点を的確に指摘される二本松先生のご講義があったからこそ、今回も大きな成果が得られたのではないかと考えている。この場をお借りして、皆さまに感謝を申し上げたいと思う。

★ 塚原国際協力専門員のコメント

今回の研修で、私が担当した講座の目的は、従来の民事法が想定する契約形態とは異なった新たな契約形態である「電子契約」から生じる実体法、手続法上の問題に関する大川准教授と二本松先生の講義の前提として、民法の原則とその例外をおさらいするというものである。このような、民事法の基本と先端的分野をつなぐ講義を行った背景には、今年1月に実施したオンラインセミナー「デジタル時代の契約（講師は福岡真之介弁護士）」の内容がある。それは無体物であるデータを取り扱うもの、換言すれば有体物に対する権利を前提としている民法の物権の対象でないものを扱うものであったため、研修参加者がそれら最先端の内容と民事法の基本原理・原則とその例外を再度確認しておくことが有益と考えたからである。

講義の内容としては、一般法と特別法の関係、物権法の分野における有体物性、債権法の分野における強行規定と任意規定、典型契約と非典型契約について、事例を交えて紹介しながら解説を行った。私の説明は日本法の通説に従ったものであり、研修参加者が理解をしていただくことには特に問題はなかったように感じられた。

もっとも、講義の過程で、日本法の観点とは異なると思われる条文が、以下のようにウズベキスタンの民法に存在していることが判明した。

1 一般法が特別法に優先すると規定していると解しうる条文

既に黒木教官が本稿の本文で指摘されているが「他の法令に定める民事法令の規範は、本法と一致しなければならない」（民法第3条2項）という規定がある。これについてのウズベキスタン側の説明は本稿の本文にあるとおりである。私がかつて法整備専門家として赴任していたベトナムの民法にも特別法が一般法としての民法の規定に優先しない余地があると読める条文（同国の民法第3条、第4条）があり、それには一定の理由があると理解しているが、ウズベキスタンにおいてもそれと同旨の、又は類似した理由が聞かれたのは興味深いものであった。

2 所有権の対象

ウズベキスタン民法典第169条は、所有権の対象を規定している条文であるが、それによると知的財産権も所有権の対象となっている。私見では、知的財産権は所有権に似た性質を持つとはいえ、所有権とは異なるというのが日本の通説的見解である。ウズベキスタンも知的財産権に関する国際条約（ベルヌ条約、パリ条約、マドリッド協定議定書など）に加盟しているが、少なくとも民法上の規定の仕方においては、所有権と知的財産権の峻別が明記されていないと思われる。

今回の講義を終えて、日本法の観点とは異なると思われる条文の存在を含めて、日本側にとってウズベキスタンの民事法の理解の仕方が明らかとは言えない部分があると感じている。そのため、今後も機会をとらえて、同国の民事法を研究していきたいと考えている。

Schedule for the Training Course (Zoom) for Uzbekistan

1h20min*2times,2h20min*1time,20min Break, 1h Lunch

Date	9:00 (UZ) 13:00 (JP) (1h20min)	10:20 14:20 (20min)	10:40 14:40 (2h20min - 10min break)	13:00 17:00 (1h)	14:00 18:00 (1h20min)	15:20 19:20
DAY1 (3/10) (Thu.)	<p>【Orientation】 Self Introduction</p> <p>【Orientation】 “デジタル時代の契約の復習と本日の講義について（契約）”</p>	Break	<p>【Presentation】 “ウズベキスタンにおけるデジタル契約の諸問題”</p> <p>【Lecture and Q&A】 “契約及び電子契約の諸問題（契約の締結、錯誤による法律行為等）”</p>	Lunch	<p>【Discussion】 “契約及び電子契約の諸問題（契約の締結、錯誤による法律行為等）”</p>	
	<p>Mr. Masanori TSUKAHARA (JICA) Ms. Yuri IDE (JICA)</p>		<p>Someone from UZ side Prof. Kenzo OKAWA</p>		<p>Prof. Kenzo OKAWA Mr. Masanori TSUKAHARA (JICA)</p>	
DAY2 (3/11) (Fri.)	<p>【Presentation】 “ウズベキスタンの総会決定について”</p> <p>【Orientation】 “デジタル時代の契約の復習と本日の講義の関係（書証と事実認定）”</p>	Break	<p>【Lecture and Q&A】 “書証と事実認定－契約を中心に－”</p>	Lunch	<p>【Discussion】 “書証と事実認定－契約を中心に－”</p>	
	<p>Someone from UZ side Mr. Kota KUROKI (ICD)</p>		<p>Hon. Toshitada NIHOMMATSU</p>		<p>Hon. Toshitada NIHOMMATSU Mr. Kota KUROKI</p>	

**2022-yil 10 va 11-mart kunlari Huquqiy siyosat tadqiqot instituti tomonidan
JICA bilan hamkorlikda tashkil etilayotgan seminar va idoralardan
ishtirok etuvchilar (oflayn)**

RO‘YXATI

	Ishtirokchilar FISH va lavozimi	Imzo
	JICA dan:	
1.	Toki Norihiri – JICAning O‘zbekistondagi vakolatxonasi Loyiha ofisi maslahatchisi	
2.	Tsukahara Masanori – JICA eksperti	
3.	Sharifzoda Sharipov – JICA O‘zbekistondagi vakolatxonasi loyiha koordinatori	
	Huquqiy siyosat tadqiqot institutidan:	
4.	Maxkamov Eldor Bahramovich – Huquqiy siyosat tadqiqot instituti direktori v.b.	
5.	Toshev Otabek Sodiqovich – bo‘lim boshlig‘i	
6.	Safarova Adiba Shuxrat qizi – bosh maslahatchi	
7.	Nurboboyeva Farangiz Burxon qizi – yetakchi maslahatchi	
8.	Izzatulayev Bobur Izzatulayevich – yetakchi maslahatchi	
9.	Nurmatov Ravshan Begmamatovich– yetakchi maslahatchi	
10.	Sulaymonova Yulduz Izzatulla qizi – katta maslahatchi	
11.	Alamonova Shoira Ergash qizi – katta maslahatchi	
	O‘zbekiston Respublikasi Oliy sudidan:	
12.	Rasulov Jahongir Akramovich – O‘zbekiston Respublikasi Oliy sudi sudyasi	
13.	Musayeva Nigora Rajabovna – Toshkent viloyat sudining fuqarolik ishlari bo‘yicha sudyasi	
14.	Qurbonov Nurali Bahodirovich – Toshkent viloyat sudining fuqarolik ishlari bo‘yicha sudyasi	
15.	Zaxidova Nozima Xakimovna – FIB Mirobod tumanlararo sudining sudyasi	
16.	Muminov Sharof Ravshanovich – FIB Yakkasaroy tumanlararo sudining sudyasi	

	O‘zbekiston Respublikasi Sudyalar oliy kengashi huzuridagi Sudyalar oliy maktabidan:	
13.	Babaqulov Aliqul Gapparovich – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi	
14.	Isanov Xolmurod Ro‘ziyevich – Sudyalar oliy maktabi doktoranti, yu.f.n., dotsent	
	Toshkent davlat yuridik universitetidan:	
15.	Imomov Nurillo Fayzulloyevich – Toshkent davlat yuridik universiteti fuqarolik huquqi kafedrasida mudiri, y.f.d., professor	
16.	Xakimov Axadjon – Xalqaro huquq va inson huquqlari kafedrasida katta o‘qituvchisi	
17.	Ibrohimov Azimjon Abdumo‘min o‘g‘li – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi	
18.	Koryog‘diyev Bobur Umidjon o‘g‘li – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi	
19.	Tojiboyev Sarvar Zafarovich – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi,	
20.	Xudaybergenov Behzod Baxtiyorovich – Fuqarolik huquqi kafedrasida o‘qituvchisi (DSc)	
21.	Xatamjonova Gulsanam Yasharjon qizi – TDYU doktoranti	
22.	Toshkanov Nurbek Bahridinovich – TDYU doktoranti	
23.	Islomqulova Shohsanam Vahobjon qizi TDYU doktoranti	
24.	Maxamadxo‘jaeva Munisaxon Ne‘matxo‘jaevna – TDYU doktoranti	
25.	Egamova Dilrabo Talibovna – TDYU doktoranti	
26.	Sharipova Hilola Rustamovna – TDYU doktoranti	
	O‘zbekiston Respublikasi Adliya vazirligi	
27.	Jo‘rayev Farrux Xusanovich – Fuqarolik huquqiy munosabatlarni rivojlantirish boshqarmasi katta maslahatchisi	